相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県芳賀郡益子町大字七井五二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　髙田　広志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月三日

栃木県真岡市荒町三丁目一三番六号　司法書士薄羽事務所　相続財産管理人　薄羽　豊典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区上池袋三丁目一三八番地、最後の住所埼玉県鴻巣市宮前三八四番地三　被相続人　亡　渡邉　和久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月三日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二―一―一六　浦和大熊ビル三階　つきのみや法律事務所　相続財産管理人　弁護士　上田　裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県加須市土手一丁目一二番、最後の住所埼玉県加須市土手一丁目一二番三号九〇一　被相続人　亡　松本　浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月三日

事務所長野県伊那市山寺二五一番地　相続財産管理人　司法書士　熊谷　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市南区恩地町四〇番地二、最後の住所静岡県浜松市中区富塚町二〇二番地の八一　被相続人　亡　鈴木　誠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月三日

静岡県浜松市中区板屋町五〇七番地　清水ビル三〇二　相続財産管理人　弁護士　外山　弘宰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市今伊勢町宮後字郷中四五五番地、最後の住所愛知県一宮市今伊勢町宮後字宮代三一番地一レオパレスｍａｎｏｎ二〇八号　被相続人　亡　川島　一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月三日

名古屋市中区丸の内三―二〇―一七中外東京海上ビル一二階ひかり弁護士法人アイリス法律事務所　相続財産管理人　弁護士　杉浦　宇子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県長岡郡大豊町中村大王三一一七番一地、最後の住所高知県長岡郡本山町本山一五五〇番地五　被相続人　亡　藤本　章男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月三日

高知市堺町一番二一号ＪＴＢ高知ビル五階　岩﨑淳司法律事務所　相続財産管理人　弁護士　林　良太

第31期決算公告

平成26年2月26日
石川県小松市長崎町3丁目114番地
藤井空調工業株式会社
代表取締役　藤井　愛正

貸借対照表の要旨
（平成25年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	238,553
	固定資産	112,660
	資産合計	351,213
負純資産及び部	流動負債	403,009
	固定負債	182,589
	株主資本	△234,384
	資本金	80,000
	利益剰余金	△314,384
	その他利益剰余金	△314,384
	（うち当期純利益）	（11,684）
	負債・純資産合計	351,213

第15期決算公告

平成26年4月3日
東京都中央区新川一丁目17番18号
三国ワイン株式会社
代表取締役　高柳　昌之

貸借対照表の要旨（平成25年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,114,658
	固定資産	778,063
	合計	2,892,721
負純資産及び部	流動負債	594,074
	固定負債	1,349,633
	株主資本	949,005
	資本金	300,000
	利益剰余金	649,005
	利益準備金	16,051
	その他利益剰余金	632,953
	（うち当期純利益）	（168,165）
	評価・換算差額等	8
	繰延ヘッジ損益	8
	合計	2,892,721

第29期決算公告

平成26年4月3日
埼玉県桶川市大字加納180番地
三国自販機サービス株式会社
代表取締役社長　カリン・ドラガン

貸借対照表の要旨（平成25年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	652,605
	固定資産	71,549
	合計	724,155
負純資産及び部	流動負債	267,946
	固定負債	18,365
	株主資本	437,842
	資本金	31,000
	利益剰余金	406,842
	利益準備金	7,750
	その他利益剰余金	399,092
	（うち当期純利益）	（78,431）
	合計	724,155

第42期決算公告

平成26年4月3日
山口県光市中島田2丁目19番10号
ひかり製菓株式会社
代表取締役　相本　良典

貸借対照表の要旨（平成25年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	184,507
	固定資産	316,052
	合計	500,559
負純資産及び部	流動負債	142,945
	固定負債	41,331
	株主資本	316,283
	資本金	60,000
	資本剰余金	0
	資本準備金	0
	利益剰余金	256,283
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	241,283
	（うち当期純利益）	（1,752）
	合計	500,559

第42期決算公告

平成26年3月11日
山口県防府市大字新田字築地2062番地の3
ＭＣエフディフーズ株式会社
代表取締役社長　樋口　彰

貸借対照表の要旨（平成25年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,624,979
	固定資産	1,527,985
	合計	3,152,964
負純資産及び部	流動負債	3,051,541
	固定負債	95,936
	株主資本	5,488
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	（資本準備金）	（100,000）
	利益剰余金	△194,512
	（利益準備金）	（11,775）
	（その他利益剰余金）	（△206,287）
	（うち当期純損失）	（1,636）
	合計	3,152,964

第26期決算公告

平成26年4月3日
滋賀県愛知郡愛荘町上蚊野312番地
株式会社コクヨ工業滋賀
代表取締役社長　前田　賢一

貸借対照表の要旨
（平成25年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,746
	固定資産	390
	合計	3,137
負純資産及び部	流動負債	1,094
	固定負債	65
	株主資本	1,977
	資本金	100
	利益剰余金	1,877
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	1,852
	（うち当期純利益）	（200）
	合計	3,137

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県芳賀郡益子町大字七井五二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　髙田　広志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月三日

栃木県真岡市荒町三丁目一三番六号　司法書士薄羽事務所　相続財産管理人　薄羽　豊典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区上池袋三丁目一三八番地、最後の住所埼玉県鴻巣市宮前三八四番地三　被相続人　亡　渡邉　和久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月三日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二―一―一六　浦和大熊ビル三階　つきのみや法律事務所　相続財産管理人　弁護士　上田　裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県加須市土手一丁目一二番、最後の住所埼玉県加須市土手一丁目一二番三号九〇一　被相続人　亡　松本　浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月三日

事務所長野県伊那市山寺二五一番地　相続財産管理人　司法書士　熊谷　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市南区恩地町四〇番地二、最後の住所静岡県浜松市中区富塚町二〇二番地の八一　被相続人　亡　鈴木　誠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月三日

静岡県浜松市中区板屋町五〇七番地　清水ビル三〇二　相続財産管理人　弁護士　外山　弘宰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市今伊勢町宮後字郷中四五五番地、最後の住所愛知県一宮市今伊勢町宮後字宮代三一番地一レオパレスｍａｎｏｎ二〇八号　被相続人　亡　川島　一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月三日

名古屋市中区丸の内三―二〇―一七中外東京海上ビル一二階ひかり弁護士法人アイリス法律事務所　相続財産管理人　弁護士　杉浦　宇子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県長岡郡大豊町中村大王三一一七番一地、最後の住所高知県長岡郡本山町本山一五五〇番地五　被相続人　亡　藤本　章男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月三日

高知市堺町一番二一号ＪＴＢ高知ビル五階　岩﨑淳司法律事務所　相続財産管理人　弁護士　林　良太